道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日　　中部地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
亀山市関町坂掛地内	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年九月一日

(七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日　　中部地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
高山市久々野町長淀地先から同市久々野町木賊洞地先まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年九月一日

(七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　近畿地方整備局長　小林賢太郎

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道24号	奈良県橿原市新堂町39番１から同市東坊城町135番１まで

2　指定する期日　令和８年９月１日

3　通行方法

次の通行方法によらなければならない。

橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年９月１日　　中国地方整備局長　山本　大志

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道２号	倉敷市玉島阿賀崎字唐船2623番１から浅口市金光町佐方2459番１まで
一般国道180号	総社市総社字国府西1773番６から同市小寺字宇戸口384番１まで
一般国道180号	岡山市北区楢津橋本620番１から同市北区松尾787番１まで

2　指定する期日　令和８年９月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　中国地方整備局長　山本　大志

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道２号	倉敷市玉島阿賀崎字唐船2623番１から浅口市金光町佐方2459番１まで
一般国道180号	総社市総社字国府西1773番６から同市小寺字宇戸口384番１まで
一般国道180号	岡山市北区楢津橋本620番１から同市北区松尾787番１まで

2　指定する期日　令和８年９月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。